

3項目にわたり質問いたします。

### ボートピア問題について

今年4月、茨城県の公務員が3年間で11億円を着服し、競艇、特にボートピアにつき込んでいたというニュースは、衝撃的なものでした。1日数百万円買いあさっていたことになります。毎日新聞には、中学、高校と野球を続け、家族思いの元高校球児がなぜ使い込んだのかと書かれています。

ボートピアは普通の施設である、問題のない施設である、お年寄りの老後の楽しみの施設である、とボートピアを推奨する人もいますが、「ボートピアは犯罪の温床」であることが明白ではありませんか。一人のまじめな人間がのめりこみ、愛する子どもと妻をも不幸にして破滅していくことを誰も止められなかったのです。

津幡町でも、このような事態が起きないとも限りません。行く人が悪い、自己責任だと、突き放していいでしょうか。ボートピアを誘致しようと推進に努めた人たちにも大きな責任があると私は思います。交通安全対策も、環境保全対策も、防犯対策も、青少年対策も、ボートピアがなければこのような対策は必要ありません。

4月30日、行政間協定が締結されましたが、今後、設置まで約2年間かかるとのこと。国土交通省の許認可がされていない現在、ボートピア設置の見直し、撤回を願い、次の質問をいたします。

①(仮称)ボートピア津幡は周辺住民にも説明会が一度も開催されないまま決定されました。地元の舟橋区民にも十分な説明なしに、しかも3年も前に、決して民主的とはいえない巧妙なやり方でとられた地元同意であることは周知の事実となっています。

議会は、地元からぜひ誘致してほしいと強い要望があったから賛成したのだと言う。町長は、地元が賛成し、議会在賛成したのだから賛成したのだと言われる。その当時、何かいいものらしいと想像していたものが実は何だったのか、舟橋区のみなさんにも少しずつ明らかになってきた今、舟橋区の住民の方に、あらためて建設の是非を問うべきではありませんか。

また、誰のための、何のためのボートピアであるか、本当に町民にとって必要なものであるか、夢と希望のある町づくりに貢献するものか、町長の見解を再度伺いたいと思います。歴史と文化、伝統のある津幡町、子どもたちのためにも大事にしていきたい津幡町にボートピアは要らないと強く思います。

②これまで町長はボートピアは投資のいらぬ企業誘致であると幾度も発言されています。3月議会では、町長ご自身はボートピアは一度も見に行ったことがないとの答弁もありました。私たち町民がこれまでに費やした時間も労力もお金に換算することはできないほどです

が、ボートピア関連の調査、町職員や議員の視察も含め、行政間協定締結完了までにかかった諸経費を算定し示していただきたい。

### ③細目協定（案）について

3月17日、夜行バスに乗って、中村議員、塩谷議員と3人でみどり市議会傍聴に出かけ、ボートピアの請願が審議されるのを見守りました。朝4:30の真っ暗な時間に桐生に着き、朝一番の電車でみどり市に着きました。残念ながら請願は賛成少数で不採択となりましたが、何人もの議員さんたちが親しく声をかけてくださって、午後からの全員協議会の傍聴まで勧めていただきました。

そんなこともあって、幾人かの議員の方が、津幡は果たしてこのままで大丈夫だろうか、慎重に協議した上で締結した方がいいのではと心配してくださって、みどり市の資料を送って下さったと聞いています。みどり市から入手した細目協定（案）について伺います。

みどり市は、法的手続きも周到に整え、関東開発とのボートピア津幡開設合意書（案）、グッドワンの合意書（案）、津幡町とのボートピア津幡設置に関する協定書（案）、ボートピア津幡に関する細目協定書（案）を全員協議会で議員に諮った上での協定締結でしたが、津幡町では、議員にさえ細目協定書の内容が未だに知らされないままであります。しかし、事務レベルで津幡町の方から細目案を出しているとのこと。4点にわたりお尋ねします。

(1) 行政間協定締結後の細目協定は1年かけて検討を行うとのことであるが、今後どのように協議がなされていくのか。商慣習から言えば重要な細目事項は協定書にすべて網羅するのが一般通念ではないかと考えられます。

(2) みどり市と㈱グッドワンの合意書には法令に基づく事項はみどり市が、委託事業は㈱グッドワンが責任を負う、ボートピア運営の苦情や補償の問題は同社の責任で解決する、ボートピア撤退を余儀なくされた場合の関係機関からの補償要求には同社が全て負担するとあります。

みどり市は弁護士と十分検討し、実質的に㈱グッドワンに全ての責任を負わせ、進出についてリスクを負わないとしています。住民からの苦情や補償の責任は、業者ではなく施行者であるみどり市が負わなければ契約はしないと町長は明言されていたにもかかわらず、行政間協定書には責任問題について何ら記載されていないことについて釈明を求めます。

(3) 法改正によって、これまで未成年、学生は舟券が購入できなくなりましたが、今回、みどり市の細目協定（案）で「学生」が削除されています。その理由についてお聞きしたい。地元の石川高専をはじめ、近隣には大学もたくさんあります。学生が舟券を購入できないようにするのが当然であると考えますが、このことについて町長の見解をお聞かせください。

(4) (仮称) ボートピア津幡の名称について、いつ検討されるのでしょうか。津幡町民にとって名称は本当に大切なものです。先日、ボート愛好者の方からボートの町として頑張っているのに、全く違うギャングルの競艇に津幡の名称が使われるのはおかしいとの意見がありました。「ボートの町津幡」と「ボートピア津幡」では天と地ほどの差がある。津幡という名前は古からの由緒ある名前です。ボートピア津幡という名前がこの津幡町にとって適切か否か、広く町民の意見を問うべきだと考えますがいかがでしょうか。

④ボートピアについて最後の質問ですが、一年前の1月9日、早々に設置同意書を結んだ株グットワンとはいかなる会社か。グットワンからグッドワンに社名変更されたこの会社のその経歴及び会社内容を明らかにしてください。

## 教育委員会に関して

この3月、残念ながら、河合谷小学校が閉校になりました。教育委員会でどのように審議がなされたのか、十分に討議されたのか。情報公開で求めた教育委員会の会議録を読む限り、ひたすら閉校推進ありきで、河合谷小学校の子どもたちについて、教育について、十分に討議されたとは私たちには思えませんでした。せめて、早いうちに委員会が公開され、住民に傍聴の機会が設けられていたなら、河合谷小学校の問題は違った展開をしたに違いないと思われまます。

委員会会議の公開は、実は、既に平成13年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により、全ての自治体に義務付けられていること。また、会議開催予定を積極的に広報し、開催時間や開催場所についてできるだけ傍聴しやすいよう配慮すること、会議後はできるだけ速やかに会議録を作成し、インターネットなどにより公開することが望ましいとの提言もなされています。

再三再四の申し入れによって、ようやくこの5月27日、抽選により3人のみの限定で、教育委員会の傍聴が可能になりました。

昨年の教育三法の改正で、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、今年度から、住民への説明責任を果たしていくために、教育委員会自体が会議の開催等の状況や予算事業の執行状況など、点検・評価を行い、報告書を議会に提出し、公表することが義務付けられています。教育委員会が本来の機能を発揮するためにも、今後ますます教育委員の質が大きく問われるわけです。3点について質問いたします。

### ①教育委員の選任について

「従来の慣行にとらわれることなく、地域住民の代表として、教育行政に深い関心と熱意

を有する人材の登用に努めることが必要である。」との提言もなされている。津幡町において教育委員の選任はどのような方法でなされているのでしょうか。従来の選任方法を見直したり、公募したりする考えはあるのでしょうか。

## ②学校図書費の流用について

「学校図書費 2 割流用」、また、「教材費でも流用」の見出しで各新聞に大きく報道されていました。文部科学省によれば、図書費については学校図書館の充実を目的に、国が全国の市町村に地方交付税の一部として財政措置したもので、自治体の要望を受け、2007 年度は前年度の 5 割増しにして配分されたものとあります。

5 月 26 日の朝日新聞には、津幡町の図書購入予算は小学校、中学校あわせて、2006 年度は 431 万円で 86.2%、2007 年度は 369 万円で 47.5%の割合となっています。これは、珠洲市、穴水町、能登町について低い数字であり、2006 年度の定期監査において、監査委員から「学校図書館図書標準」による標準冊数に達していないので、今後一層の充実を図るようにとの指摘も受けています。

使途が限定されない一般財源として最終的な使い道は自治体の判断に委ねられているということですが、図書整備についてどのような判断がなされているのでしょうか。教育こそ根幹をなすものであると私は思います。せつかく措置された予算はその目的に使うべきだと思います。またその使われなかった予算はどこに使われたのでしょうか。図書費を含め、教育費の充実についての今後の方針を伺いたい。

## ③子どもの読書活動推進計画について

国を挙げて子どもたちの読書意欲を高めようと、2000 年を子ども読書年とし、2001 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布、施行され、4 月 23 日が子ども読書の日と制定されました。記念事業として、文部科学大臣賞の全国表彰があり、「子どもの読書活動優秀実践図書館」として石川県で最初に文部科学大臣賞の全国表彰を受けた内灘町に続き、その翌年の 2002 年には津幡町立図書館が表彰を受けています。

その 2002 年に定められた「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」には、「子ども読書活動推進計画」の策定に努め、公表しなければならないとあります。石川県では 2004 年 3 月には「石川県子ども読書活動推進計画」が策定されています。昨年度までに、金沢市、小松市、七尾市、内灘町、白山市、加賀市、輪島市、かほく市の順に 8 つの市町で策定されています。策定するにあたってはなんら予算を必要とするものではありません。

図書館の先進自治体として、これまでの実践を更に広げ、積極的に子どもたちの読書活動の推進を図ろうとする姿勢こそが町民の希望となり、新たな信頼を生み出すことになると思われますが、本町での取り組みの計画はどのようなになっているのでしょうか。

参考： 【計画策定済み自治体】 【子どもの読書活動推進優秀図書館：大臣表彰】

2000 (1 2)	子ども読書年	
2001 (1 3)	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	子ども読書の日 (4月 23日)
2002 (1 4)		1 内灘町
2003 (1 5)		2 津幡町
2004 (1 6)	3月石川県、金沢市	3 山中町
2005 (1 7)	1 1月小松市	4 宝達志水
2006 (1 8)	3月七尾市、4月内灘町	5 白山市松任
2007 (1 9)	3月白山市、加賀市、 輪島市、かほく市、	6 能美市根上
2008 (2 0)		7 加賀市中央

### 地球温暖化防止に向けて、レジ袋の削減を

10年も、もっと以前から、マイバッグ、マイ箸運動を呼びかけている友人達がたくさんいます。「私たちにできることから始めよう」と、全国的にレジ袋削減が呼びかけられ、マイバッグ持参の意識も少しずつ広がりつつある。どんなに大事なことでも、正しいはずのことでも、広く理解を得るには、相当の時間がかかるということかもしれません。

東京の杉並区や京都では全国に先駆けて、行政、事業者、市民団体の間でレジ袋の有料化を含めた協定を締結しました。東海3県で約40の自治体が本年度中に有料化を検討しているそうであるし、神戸市でのG8環境相会合では、レジ袋削減を世界的運動に広げることが盛り込まれています。

5月30日の北陸中日新聞には、環境対策について、石川、富山両県取り組みが2ページにわたって紹介された。富山県では、4月1日から全県規模では全国初の県内全域でレジ袋の無料配布取りやめに踏み切ったそうです。スーパーマーケットで1枚5円、クリーニング店で1枚10円の有料となり、これらの収益は地域の環境保全活動に活用されているということです。

平成18年に改正された「容器包装リサイクル法」で、スーパーなどの業者に対して容器包装の削減が義務づけられたこともあって、スーパーでは、ポイントの発行やレジ袋が必要かどうかの声かけ、マイバッグ運動のポスター掲示など、店としての努力で、3、4割のお客さんがマイバッグを持参するようになったと聞いています。しかし、それぞれの店だけの取り組みでは限界があるということも聞いています。

今や地球温暖化は深刻な問題となり、公私を問わずあらゆる対策を早急にとる必要があります。まずは町民ひとりひとりの意識を高めることが大切です。その最も有効な方法はレジ袋の無料配布を中止し、有料化することしかないということ、業者の方々も十二分に分かっていると思います。収益を環境保護のために使うということも賛成だし、子どもたちの

未来の環境のためにもなることだということもはっきり意識されていらっしゃると思います。しかし、なぜ有料化を足踏みしているのかといえば、地域内のスーパーが揃って一斉にスタートしなければ、売上げ面で大きなリスクを抱えることになるという思惑があるからです。

温暖化防止に向け、町が積極的に一歩踏み込み、地域や各団体、スーパーと共にこの問題を早急に協議し、官民一体となった全町の取り組みとして、レジ袋の削減、有料化を図ってはどうか。

先日のチャレンジデーはスポンサーつきの問題や 62.9%の高参加率も動員のかけ方に問題ありとして異論の声も聞いていますが、それはそれとして、今回はそれを上回る力をぜひ発揮して、レジ袋有料化を推進する県内初の自治体としてアピールし、さらに県内全域への取り組みとなるよう県に対しても働きかけをしてもらいたいと切に願います。また、町長は有料化に関して、強いリーダーシップを発揮する意思をおもちかどうかも明らかにしていただきたいと思います。